

措置命令処分取消請求事件について

事案の概要

内閣総理大臣から権限の委任を受けている消費者庁長官は、自己の販売する食品の広告を全国紙に掲載した上告人（第1審原告）に対し、不当景品類及び不当表示防止法7条2項に基づき、上記広告中の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた。その後、同長官は、上告人から提出を受けた資料が上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものには該当せず、同項により上記表示が同法5条1号に該当する不当な表示とみなされるところとして、同法7条1項に基づき、上告人に対し、今後同様の表示を防止するための必要な措置を講ずること等を命じた。

本件は、上告人が、上記の命令には違法があるなどと主張して、被上告人（第1審被告）を相手に、その取消しを求める事案である。

〔参考〕不当景品類及び不当表示防止法

5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

1号 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示（中略）す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

7条

1項 内閣総理大臣は、（中略）第5条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。（以下略）

2項 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第5条第1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、不当景品類及び不当表示防止法7条2項は、事業者の表現の自由及び営業の自由を不当に侵害するものとはいえないこと等から、前記の命令は適法であるとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 上告人は、不当景品類及び不当表示防止法7条2項は、表現の自由や営業の自由を保障した憲法の規定に違反する無効なものであるなどと主張している。